○農林水産省告示第七百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬郡つるぎ町半田字樫尾二二三の一、二二三の二、二二三の五から二二三の七まで、二二四の一から二二四の三まで、二二四の五から二二四の七まで、二二六の一から二二六の三まで、二二七、字小谷四五八の一、四六二の三、四六二の五、四六六の三、四六九の一、四六九の四、四六九の八、四七二の三、四七二の五、四七二の一一、四七三の一から四七三の三まで、四八五の一から四八五の三まで、四八六の一、四八六の三、四八六の五、四八六の八、四八七の一、四八七の三から四八七の五まで、四八八の一、四八八の六から四八八の八まで、四八九の二、四九〇の一から四九〇の三まで、四九〇の五から四九〇の一まで、四九〇の一三から四九〇の二まで、四九一の一から四九一の三まで、四九二の一、四九二の二、四九二の五、四九九の一、四九九の二、四九九の四から四九九の六まで、五〇一の一、五〇一の二、五〇一の四、五〇一の五、五〇二の二、五〇二の三、字長野二六一の二、二六一の三、二六一の五、二六一の六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市三野町太刀野山字栗林下五三五の三から五三五一の五まで、五三五一の九、五三五一の一〇、五三五一の二五から五三五一の二八まで、五三五二の二から五三五二の六まで、五三五二の一五から五三五二の一九まで、三野町勢力字いやの谷八五三の一、八五三の二、八五四の二、八六〇の一、八六〇の二、八六七の一、八六七の二、八六八の一、八七〇の一、八七一の一、八七一の二、八七三の一、八七三の三、八七五の一、八七五の三から八七五の五まで、字いやの谷奥一二二三の一、一二二三の三、一二二三の四、一二二三の七、一二二四の一から一二二四の四まで、一二二四の六から一二二四の一六まで、字漆谷一二二二の六、一二二二の八から一二二二の一二まで、一二二二の一四、一二二二の一八、一二二二の二〇、一二二二の二一、一二二二の二四、一二二二の二五、一二二二の二七から一二二二の二九まで、一二二二の三一から一二二二の三四まで、一二二二の三六、一二二二の三七、一二二二の四二、一二二二の四三、一二二二の四四、字大谷一二二六の一〇、一二二六の一二、一二二六の二五、一二二八の七、一二二八の八、一二二八の一六、一二二八の一七、一二二八の二一、一二二八の二六、一二二八の二七、一二二八の三一、一二二八の三二、一二二八の三八、一二二八の四六、一二二八の六一、一二二八の六四、一二二八の七〇、一二二九の七四、一二二九の七から一二二九の九まで、一二二九の二四、一二二九の二五、一二二九の三〇から一二二九の三二まで、一二二九の三八、一二二九の四一、一二二九の六五から一二二九の七七まで、一二二九の七九、一二二九の八二、一二二九の八八、字西上野一〇六八の二、一〇七八の二、字東上野九三八、九三九の一、九四〇の一、九四〇の二、九九一の二、九九二の二、三野町清水字前山一六〇〇の一、一六〇〇の三、一六〇〇の五、一六〇〇の六、一六〇一の一、一六〇一の三、一六〇一の四、一六〇三の一、一六〇三の二、一六〇三の四から一六〇三の六まで、一六〇三の八、一六〇三の一〇から一六〇三の一五まで、一六〇三の一八から一六〇三の二四まで、一六〇三の二七から一六〇三の三五まで、一六〇三の四一から一六〇三の五四まで、一六〇三の五七、一六〇三の五九から一六〇三の七四まで、一六〇三の七七、一六〇三の九一、一六〇三の九三から一六〇三の九五まで、一六〇三の九八から一六〇三の一〇〇まで、一六〇三の一〇二から一六〇三の一〇九まで、一六〇三の一一二、一六〇三の一一六、一六〇三の一一九、一六〇三の一二五から一六〇三の一二九まで、一六〇三の一三一、一六〇三の一三四、一六〇三の一三八から一六〇三の一四七まで、一六〇三の一五〇、一六〇三の一五二、一六〇三の一五三、一六〇三の一五五、一六〇三の一五八、一六〇三の一六四、一六〇三の一六八から一六〇三の一七〇まで、一六〇三の一七二、一六〇三の一七四、一六〇三の一七五、一六〇三の一七八、一六〇三の一八一から一六〇三の一八三まで、一六〇三の一八八、一六〇三の一九二から一六〇三の一九五まで、一六〇三の二〇二まで、一六〇三の二〇四、一六〇三の二〇六から一六〇三の二一五まで、一六〇三の二二五から一六〇三の二四二まで、一六〇三の二四七から一六〇三の二五一まで、一六〇三の二五五から一六〇三の二六五まで、一六〇三の二六七、三野町芝生字ヒワ底一四二三の一、一四二三の二、一四二四の一、一四二四の四から一四二四の六まで、一四二六から一四三〇まで、一四三三、一四三五の一、一四三六の一、一四三六の二、一四三七、一四四一、一四四六の一から一四四六の三まで、一四四七、一四四八の一、一四四八の二、一四五〇、一四五一、一四五三、一四五四、一四五七の一、一四六〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字いやの谷八五四の二、字漆谷一二二二の三七、一二二二の四三、字西上野一〇六八の二、一〇七八の二、一〇七九の二、字東上野九三九の一、九四〇の一、九四〇の二、九九一の二、九九二の二、字前山一六〇三の一〇（次の図に示す部分に限る。）、一六〇三の二〇から一六〇三の二七から一六〇三の三七、一六〇三の四一から一六〇三の四六まで、一六〇三の二〇六、一六〇三の二〇七、字ヒワ底一四二六、一四三〇、一四六〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市三野町太刀野山字井ノ久保五五二一、五五二六、五五二七、五五二九、字大屋敷八四一の一、八四二の一、字上佐古三二七〇の六、三二七一、字谷二九〇一の二、字梅四五九六の一、四六四九の一、字花園北三八〇の四四、四七一の一、三野町勢力字漆谷一二二二の五、一二二二の三八、一二二二の四四、字西上野一〇六七の八、一〇六七の九、三野町清水字塩塚一三一七、一三一八、山城町茂地字乙光末六三三、六三五、六四一、六四二の一、六四二の二、六四三の三、山城町西字字ひのくち三〇四の一から三〇四の三まで、山城町下名字横倉一五七の三、一五八の二、一五八の三、東祖谷小島一〇三の二、一〇五、二三七の二、西祖谷山村榎一九〇、一九九、二〇一、西祖谷山村徳善一八一、二一六、西祖谷山村徳善北一、九、一〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備